

学校感染症による出席停止のお知らせ

児童・生徒が感染症にかかった場合、又はかかっている疑いがある場合は、学校保健安全法第19条により、本人の休養と他への感染・流行を防ぐ目的で出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

医師から登校の許可が出ましたら下記の「登校許可証明書」を記入していただき、登校時に担任へご提出ください。

《学校感染症と出席停止基準》

	病 名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、しょうこう熱、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑等）	

※なお、第2種インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）については、インフルエンザ登校届をご利用ください。

登 校 許 可 証 明 書

学校長殿

年 氏名

■診 断 名：（
）

■出席停止期間： 年 月 日 ～ 月 日

上記の疾病において、他に感染のおそれがないと考えられるため、登校して差し支えないものと認めます。

年 月 日

医療機関名
医師名

印